

【居宅・通所サービス区分別】各種委員会・研修・訓練の実施頻度

項目	訪問系サービス ※1	通所系サービス ※2	グループホーム ※3	多機能型 サービス ※4	居宅介護支援 ※5	福祉用具貸与・販売 ※6	備考
<b>研修 ※7</b>							
身体拘束適正化のための研修	－	－	年2回以上 新規採用時	年2回以上 新規採用時	－	－	
虐待の防止のための研修	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年2回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	
感染症の予防及びまん延の防止のための研修	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年2回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	
業務継続計画に係る研修（感染症）	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年2回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	業務継続計画に係る研修（感染症）は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
業務継続計画に係る研修（自然災害）	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年2回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	年1回以上 新規採用時	
<b>訓練</b>							
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	業務継続計画に係る訓練（感染症）は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と、業務継続計画に係る訓練（自然災害）は非常災害対策（避難・救出その他必要な訓練）と一体的に実施することも差し支えない。
業務継続計画に係る訓練（感染症）	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	
業務継続計画に係る訓練（自然災害）	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	
非常災害対策（避難・救出その他必要な訓練）	－	年1回以上	年1回以上	年1回以上	－	－	
<b>委員会</b>							
身体拘束適正化のための対策を検討する委員会	－	－	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	－	－	他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えないが、委員会の開催に当たっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録すること。
虐待の防止の為に策を検討する委員会	年1回以上 ※8						
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	

※1…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

\* 居宅療養管理指導に係る虐待防止委員会、虐待防止研修、BCP研修及びBCP訓練は、令和9年3月31日までは努力義務

\* 居宅療養管理指導に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が1名である場合は、感染症予防のための指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。

※2…通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

\* 地域密着型通所介護のうち療養通所介護事業者は、上記に加え、安全・サービス提供管理委員会を概ね6月に1回以上開催すること。

※3…認知症対応型共同生活介護

\* 認知症対応型共同生活介護は、上記に加え、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること（令和9年3月31日までは努力義務）。

※4…小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※5…居宅介護支援

\* 居宅介護支援に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が1名である場合は、感染症予防のための指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。

※6…福祉用具貸与、特定福祉用具販売

※7…他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの内容について研修したことが分かるように記録すること。また、上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修（看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。

※8…運営基準上では「定期的に開催」とあるが、年1回以上の開催が望ましい。